

# 電子アクティブ E-Active

1. 筑波大学教職員組合つくば（齋藤静夫執行委員長）と筑波大学教職員組合東京（岩崎洋二執行委員長）は、2007年11月に両者協議会として筑波大学岩崎洋一学長に要求書を提出し、2008年1月11日につくばで予備交渉を行い、1月23日に東京において定期団体交渉を行いました。波多野副学長（組織・人事担当）より、下記文面の内容で回答がありました。団体交渉には、当局側から谷川副学長（教育局）、財務部長、組織人事部長、人事課長ほか2名、組合側から協議会議長以下代表9名が参加しました。

2. 団体交渉後の2月1日、人事課より1月31日付け文書「職員就業規則等の改正事項、今後の予定等について（案）」に基づき、平成20年度4月施行に向けた就業規則（関連規則を含む。）の改正事項、今後の予定等について説明があり、その中で、つくばの地域手当を6%に改定すること、ハケ岳などの遠隔地センター勤務職員への地域手当相当手当を新設2%とすること、大学本部等事業場（東京を除く）及び附属病院事業場の昼の休憩時間を45分間から60分間に見直すこと、などの提示がありました。

3. 団体交渉で組合は、法人就業規則第66条には「人事院勧告を踏まえて給与の改定その他必要な措置を講ずる」とあり、当局はきちんとした措置を講ずるよう強く要求しました。当局案では、平成20年度につくばの事務職員・技術職員・病院職員の地域手当は、人事院勧告よりも2%低くなります。平成19年度には、夏季2日と冬季1日の特別休暇が実施され、年間の総労働時間では短縮となりましたが、平成20年度についても、夏季特別休暇2日および夏季期間の時短などを実施するよう強く要求します。

2008年2月5日

筑波大学教職員組合つくば 執行委員長

（ご意見・ご質問は、[ohihiros@sakura.cc.tsukuba.ac.jp](mailto:ohihiros@sakura.cc.tsukuba.ac.jp)まで）

平成 20 年 1 月 23 日

筑波大学教職員組合協議会

議長 岩崎 洋二 殿

筑波大学副学長（組織・人事担当）

波多野 澄雄

（公印省略）

### 要求書について（回答）

2007年11月22日付けで貴協議会から要求のありました項目について、下記のとおり回答いたします。

### 記

#### 1 賃金について

国立大学の教職員は非公務員であり、各法人の賃金については労使による団体交渉により決定されるべきであるので、人事院勧告を最低基準と考え、よりよい方向での給与の改善に努力すること。

2007年度の給与については、地域手当の引き上げも実施すること。

答： 国立大学法人は、国立大学法人法により、独立行政法人通則法の一部が準用されており、その中で職員の給与については、「給与の支給は、法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならない」と規定され、その支給水準が国民一般の理解と納得を得るべきものであることが求められております。これを受け、本学の給与改定については、民間企業の従業員の給与の動向、生計費等の諸要素が盛り込まれた人事院勧告を有力な参考資料として位置付け、方向性を決めているのが現状であります。

また、一方では、運営費交付金に効率化係数がかかるとともに、人件費についても国の総人件費改革の中で国立大学法人も公的部門に含むとされ、平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間で 5%削減するという大きな難題も課せられております。

そのため、昨年度、教育研究水準の維持・向上と総人件費の削減・抑制要請への対応を両立させるため、地域手当の上昇を抑制し、完成年度の延伸を図る方策を採らせていただくなど、財政状況を考慮しながら、限られた財源の中で給与決定を実施して

いるところでありますので、是非、ご理解をお願いいたします。

また、2007年度の地域手当の引き上げについては、ご承知のとおり、国は本年度分として0.5%の引き上げが実施されましたが、本学では、上述のとおり、一昨年12月21日の役員会で決定された「中期計画期間における人件費削減目標達成のため、完成年度を延伸する」との方針を維持することとし、支給額の如何にかかわらず、引き上げは実施しないこととしたものでありますので、ご理解をいただきたくお願いいたします。

## 2 地域手当

教職員組合つくばの要求

つくば地区の地域手当を8%に引き上げること。

教職員組合東京の要求

坂戸地区の地域手当を東京地区並みに引き上げること。

答： 地域手当の引き上げの実施については、多くの国立大学は定年退職者の後補充の抑制等により人件費抑制に対処することが可能であるが、本学の場合、職員の年齢構成において、定年退職者のピークが来るのが数年後であることなどから、他大学に比べて極めて厳しい状況に置かれております。したがって、平成22年度までの総人件費削減目標を確実に実施するためには、将来に向けて計画的に具体的な削減方策をとる必要があることから、その具体的な方策の一つとして「地域手当の上昇幅を抑制した完成年度を延伸する」という方策を昨年度から実施したものであり、この方策は維持したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、平成20年度地域手当支給割合の改定については、前述の完成年度延伸の方針に則り改定することになりますが、この方針を踏まえつつ、鋭意検討しているところであり、できる限り早く方針を提示したいと考えております。

また、附属学校教員に係る地域手当の支給率等については、平成18年11月20日の臨時役員会において、「附属学校全体の観点から、引き続き調整を行うこと」が確認され、附属学校教育局において具体的な方針を検討しているところでありますので、これらを踏まえた上で、方向性が決まり次第、提示したいと考えております。

## 3 過半数代表者に対する説明会のあり方について

就業規則などの説明会の日程については早めに通知し、また十分に検討できるよう事前に資料を渡すこと。また、職員の意見を十分に聞いて作成すること。

答：特に東京地区については 11 の事業場があり、地理的な問題や校務等の調整があることから、説明会を開催するにも物理的な問題があることは理解しております。

また、短期間で処理しなければならない案件についても、当該内容の説明から就業規則等の施行までの期間に余裕がないため、過半数代表者の皆様が対応に苦慮しておられることも認識しております。

しかしながら、大学本部としても学内において意思統一が図られていない情報を事前に提供することは、学内に混乱を来すことも想定されることから、基本的には毎週（役員会開催日を除く。）開催される運営会議（連絡調整の会議）の場で執行部の意思統一を図った上で、速やかに正確な情報を提供するよう心がけております。そのため、運営会議前に資料をお渡しすることについては、控えさせていただくという考えでおりますことをご理解ください。

なお、今回、要求のあった件については、附属学校教育局とも協議し、貴組合の意見を伺いながら、時間的な余裕を持って対処できるような改善方法を早急に検討してまいりたいと考えております。

#### 4 学長の選考

学長の選考にあたっては、意向調査の結果を尊重すること。

答：法人化後の学長選考は、国立大学法人法（以下「法人法」という。）に規定される「学長選考会議」を設け、同会議において選考を行う仕組みとなっております。

法人化以前は、学内の教員組織の代表者で構成される評議会が学長の選考を行ってきましたが、法人法においては、学外の有識者も参画した「学長選考会議」が学内外から学長としての適任者について責任をもって公正に選考することとなっております。

このことから、本項目については、学長として回答する立場にないことから、この回答は差し控えさせていただきます。

#### 5 事務職員等の昼休みについて

教職員組合つくばの要求

つくば地区の技術職員・事務職員の昼休みを 60 分間に戻すこと。

教職員組合東京の要求

今年度になって実施した、この件に関する事務職員へのアンケート結果を明らかにすること。

答：昼休み（休憩時間）については、45 分間が良いのか、60 分間が良いのかについて職員間で多様な意見があったことを踏まえ、昨年 9 月 26 日付けで全職員（大学教員及び

附属病院の看護師を除く。)を対象に「休憩時間の在り方に関するアンケート」(10月19日提出期限)を実施いたしました。

その集計結果は、別紙のとおりとなっております。これらのデータを基に、現在、検討を進めているところであります。

また、国は、昨年8月の人事院勧告時において「公務員人事管理に関する報告」の中で「勤務時間の見直しについては、来年を目途に勧告を行う」という動きがあることは承知しております。しかしながら、単に所定労働時間のみを短縮しても、同時に業務の効率化や業務量を減らす取り組み、管理者・職員の意識改革を図らなければ、時間外勤務時間が増加してしまうこと、また、本学附属病院の看護師等については、3交替制勤務をとっているため、新たな勤務時間に対応した適切な勤務体制を整えるためには、入念な準備・検討を行う必要があることから、これらの問題を整理した上で実施すべきであると考えております。

したがって、所定労働時間を短縮することについては、今後、法人の体制整備を図りつつ、かつ、国の動向等をも踏まえながら、慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

## 6 その他

(1) 附属学校の教員の定年を65歳まで延長してほしい。

答： 本学教職員の定年年齢の取扱いについては、平成16年4月の国立大学法人への移行前に発足した法人化準備委員会での検討を踏まえ、国の制度を踏襲することとし、現在に至っているものであります。国の制度での定年年齢の考え方は、合理的であり、妥当性があるものと考えております。

しかしながら、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部改正により、65歳までの雇用確保が義務付けられたこともあるため、今後は、他の国立大学における取扱いや社会情勢等の動向を踏まえつつ、附属学校の教員のみならず、全教職員の定年年齢の取扱いについて検討していく必要があるものと認識しております。

(2) 非常勤職員の継続の問題について

答： 本学の非常勤職員の雇用年限は、法人化時には「原則として3年」としておりましたが、貴協議会等からの撤廃要求をも考慮して、平成17年度からは「3年を原則とするが、大学が特に必要と認める場合は最大5年まで」として条件の緩和を行いました。

さらに、平成18年度には、雇用部局において雇用年限3年を超えて最大5年まで引き続き継続雇用することが特に必要とされる場合にあっては、原則として、その必要

性を記した理由書の提出をもって認めることとしたところであります。

しかしながら、これまでもご説明しておりますが、非常勤職員の雇用年限を撤廃し、継続して雇用することについては、労務管理上の問題等の発生が危惧されることから、現行の就業規則の規定どおり取り扱うことが適切であると考えております。

なお、非常勤講師、非常勤医師、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については、平成 18 年 2 月 16 日の運営会議において雇用年限の適用職種から除かれることを確認したところです。

また、5 年を超えて雇用できる仕組みについて検討することとしておりました高度な技術、技能を有する職、資格を必要とする職及び後任補充が極めて困難な職については、現在、検討中であり、方針が出次第、提示したいと考えております。

### (3) 施設設備関係

附属学校の校舎が老朽化しており、早急に対策を考えてほしい。

空調設備に関して、必要な場所について国費で入れられるよう極力努力してほしい。

答： 国立大学法人等の施設整備は、国家的な資産を形成するものであり、独立採算制を採らず、基本的には毎年度国から措置される施設費をもって整備することが基本的な考え方となっています。

しかし、国全体の施設関係予算が毎年削減されているなか、国立大学法人等への予算も厳しい状況にあり、全法人の要求を満たすまでには至っていません。

このような厳しい予算の中、本学においては国に対して附属学校や大学の改修等のための予算を強く要求してきたところであり、喫緊の課題であった耐震補強やアスベスト対策等の予算が措置され改修等を進めてきたところでもあります。

今後国に対して附属学校や大学の老朽化の改修を強く要求するとともに、学内予算も運営費交付金の削減など厳しい状況ではありますが、全体予算を勘案し空調設備の整備や建物修繕等を進めていきたいと考えております。

### (4) 経理関係

昨年の教育局事務職員による経理上の不正の問題に関して、その後どこまで明らかになっているのかを説明してほしい。

答： 昨年の教育局事務職員による経理上の不正の問題に関しまして、ご迷惑ご心配をかけましたことをお詫びします。

不正の内容につきましては、3 月中に解明し、本人の懲戒解雇処分を実施いたしました。

これについて各種会議等で報告するとともに、不正が起こりました教育局につま

しては、4月20日の教育長・校長懇談会において時間を頂き本部よりその内容を説明させていただきました。

それ以後は、確定作業等を実施しましたが、不正内容にかかる変更等はありませんでした。

(5) その他

諸事項の決定・連絡など、急なことが多すぎるので、改善してほしい。

例：一斉休業、過半数代表者への説明会の連絡、旅費計算の変更など。

答： 前段については、3と重複するため、回答は省略します。

平成19年4月の旅費規則の改正につきましては、昨年2月に文部科学省より示された「研究機関における公的研究資金の管理・監査のガイドライン（実施基準）」において旅費の不正に対し改善方策が示されたこと、また従前より検討してきた業務改善・合理化の観点から検討し改正を図り、旅費計算業務においても本部で一括して計算することといたしました。

その改正に対し意見が寄せられ、特に宿泊料の算定において、定額方式から不正防止対策等も踏まえて実費精算方式に変更したことに対し、依頼出張等において問題が生じる等の意見が寄せられました。

このため、学会活動や研究活動が盛んになる秋頃までには対応する必要があったため、急遽、研究者の招聘や研究交流を円滑に遂行できるように、一時見直しを図ったものです。